

別紙 1

局課法 -  
局課個 -  
平成 年 月 日

殿

国税局長 印

のために 〃 の募集する寄附金について  
(平成 年 月 日付照会に対する回答)

標題については、下記のとおりですから御了承ください。

記

御照会の寄附金は、御照会に係る事実関係を前提とする限り、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する国・地方公共団体に対する寄附金に該当するものと認められますから、寄附を行う者が個人である場合には、申告書に寄付金控除額の控除に関する記載があり、かつ、寄附金を受領した者のその寄附金を受領した旨及びその額を証する書類の添付又は提示があるときは、所得税法第78条の定めるところにより寄付金控除の適用があります。

また、寄附を行う者が法人である場合には、申告書にその損金算入に関する記載及び寄附金の明細書の添付があるときは、当該法人の各事業年度の所得の計算上その全額が損金の額に算入されます。ただし、御照会に係る事実関係が異なる場合又は新たな事実が生じた場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあります。

なお、法人の代表者等が個人としてきよ出すべきであると認められる寄附金を法人の寄附金として処理した場合には、その金額はその代表者等に対する給与とされ、その法人については法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金として取り扱われませんが、その代表者等については所得税法第78条第2項第1号に規定する寄付金として取り扱われますから念のため申し添えます。

おって、寄附終了後、速やかに、寄附採納確認書及び収支報告書を提出してください。

(注)文中の「国・地方公共団体」とある箇所は、不要な文字を消すことに留意する。